



めざせ!! 地域のヒーロー 消防団

問 防災課地域防災係
☎95-9875

消防予備隊を紹介します



隊長
石川鋼逸さん



副隊長
山田祐一郎さん

消防予備隊とは、消防団の任期を終えた団員で構成され、機能別消防団に位置付けられます。大災害時など、通常の消防団員だけでは十分な対応が取れない場合には豊富な経験を生かし、活躍します。

消防予備隊の任務

機能別消防団として位置付けられる消防予備隊の任務は、市消防団規則で規定されています。

1. 大規模災害発生時における生命、身体及び財産の救護活動
2. 自主防災組織の指導
3. 火災予防活動
4. その他団長（隊長）が認めること



消防予備隊各分隊には小型動力ポンプ軽積載車が配備されています。有事の際には迅速に対応できるよう、常日頃から点検整備を行っています。



町をきれいに クリーン情報局

粗大ごみは正しく廃棄 不法投棄は絶対禁止

問 環境課ごみ減量係 ☎95-9899

粗大ごみは各地区のステーションへ

年度末の前後は、引っ越しなどにより粗大ごみが多く出る季節です。市では、毎月第1週から第4週までの水曜日の朝に、市内の各施設で粗大ごみの無料回収をしています。適正な処分の協力をお願いします。

家電リサイクル4品など受け取れないものもあります

家電リサイクル法対象の4品目（テレビ、洗濯機・乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）の電化製品は、市の粗大ごみステーションやクリーンセンター衣浦では受け取れません。処分には家電リサイクル料金がかかるので、家電販売店や廃棄物処理業者に引き取ってもらうか、郵便局で家電リサイクル券を購入し指定引取場所へ搬入するかをし、正しい処分をお願いします。

また、タイヤやバッテリー、消火器、ピアノ、耐火金庫などの一部の処理困難物も受け取れません。購入した販売店や廃棄物処理業者にて処分を相談してください。



ごみカレンダーや市ホームページでも確認できます。



不法投棄は犯罪です 絶対にしないでください

ごみの集積所や道路や河川敷などへの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄物の処理にも市民の皆さんの税金が使われています。

不法投棄は「ちょっとばれないように捨てただけ」でも犯罪で、懲役5年以下若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方という厳しい罰則が科せられます。絶対に不法投棄はしないでください。



土地所有者の皆さんへのお願い

管理が行き届かない土地は不法投棄をされやすくなります。定期的に除草や清掃をするなど、不法投棄をされにくい環境を整えるようにしましょう。